

# 令和3年度 陶小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月6日

## 【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(「いじめ防止対策推進法 第2条 第1項)

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

(平成29教安体第698号 山口県教育委員会学校安全管理班 より)

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

陶小学校では、家庭、地域、関係機関等との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するために、法第13条に基づきいじめ防止基本方針を定める。

なお、この基本方針は、各年度末及び必要に応じて点検し、常に改善に努めていく。

## 【学校教育目標】

人間性豊かで実践力のあるたくましい陶っ子の育成

## 【目指す児童像】

すすんで学ぶ子 思いやりのある子 がんばりのきく子

## 【達成目標】 いじめ・不登校ゼロ

### 【保護者・地域等との連携】

- 陶小PTA
- 陶小学校運営協議会
- 瀧上中学校区地域協育ネット
- 陶っこ協議会
- 民生委員・児童委員

### 【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務、生徒指導主任、生徒指導部、教育相談担当、養護教諭、担任  
(SC:年3回の定期会議と緊急会議に参加要請)  
山口県教育委員会(指導主事等)  
いじめ対策サポートチーム

### 【関係機関との連携】

警察、児童相談所、子育て保健課(家庭児童相談室)、こども未来課、要保護児童対策地域協議会、子どもと親のサポートセンター、医師  
弁護士、地方法務局  
等

## 【いじめの未然防止】

学校はいじめ防止に向けて、児童が、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

- ①生徒指導・教育相談の充実・強化を図る。
- ②縦割り班活動を通じて、全校体制で良好な人間関係づくりを推進する。
- ③児童の心に響く人権教育、道徳教育を実施する。
- ④一人ひとりが生きる授業づくりの推進をする。」「AFPYの5つの視点」の活用
- ⑤HPや学校便り、コミュニティ・スクールの取組等により家庭・地域との連携を図る。
- ⑥KPPや幼保小連携等により、他の学校・園と情報を共有する。

## 【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週1回の生活アンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ② 生活アンケート（毎週水曜日に実施）等のアンケートや授業評価等で児童理解を図る。
- ③ 日記・生活ノート等のやり取りを通じて、児童理解及び人間関係づくりに努める。
- ④ 児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ⑤ 児童連絡会（月末の木曜日に実施）等において、情報の共有を図る。
- ⑥ 遅刻・欠席しがちな児童の家庭との連絡を密にし、児童の心身の状態の把握に努める。
- ⑦ 「不登校早期対応カード」を利用し、児童の実態を把握し情報の共有を図るとともに報告する。

## 【いじめへの早期対応】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、校長のリーダーシップのもと「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① 第一通報者から事実確認
  - ・ 通報者の思いの共感的理解と詳細な事実確認
- ② 「いじめ速報カード」及び「いじめ続報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）
  - ・ いじめを把握した内容の山口市教育委員会への速やかな報告（電話：校長）
- ③ 「いじめ対策委員会」緊急会議の開催 → 山口市教育委員会に報告
  - ・ SCに参加要請
  - ・ 情報集約、情報の共有
  - ・ 児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・傍観者等）
  - ・ 状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
  - ・ 被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取
- ⑤ 職員会議の開催（必要に応じて）

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥ 児童、保護者への対応
  - ・被害児童への指導・支援
    - 共感的理解、ＳＣ等による心のケア
    - 家庭訪問
    - 緊急避難（保健室登校、欠席）
  - ・加害児童への指導・支援
    - 謝罪について
    - ＳＣ等による心のケア
  - ・学級（周りの児童）への指導
  - ・関係機関等との連携

## 【重大事態への対応】

### 【重大事態とは】

- ◆ いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◆ いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合とは

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### 「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合とは

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日(目安)以上欠席している場合
- 一定期間、連続して欠席している場合→「いじめ対策委員会」の判断

#### その他の場合

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

重大事態が発生した場合は、山口市教育委員会や警察等関係機関と連携し、いじめ解決に向けて様々な取り組みを進めていく。たとえ不都合なことがあっても事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人のプライバシーへの配慮をしつつ、迅速、的確かつ組織的に対応する。

- ① 重大事態と判断した場合は、直ちに山口市教育委員会に報告する。
- ② 山口市教育委員会から派遣される「いじめ対策サポートチーム」の支援を受けながら、重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施、報告する。
  - ※ 本校が主体となって調査する場合は「いじめ対策委員会」が行う。
  - ※ 山口市教育委員会が主体となって調査する場合は、山口市教育委員会の中に立ち上げられる「いじめ問題調査委員会」が、本校に派遣されている「いじめ対策サポートチーム」と連携を図りながら調査を進める。
    - ・ いつ（いつ頃）から
    - ・ どこで
    - ・ 誰から行われ

- ・ どのような態様であったか
  - ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・ 学校や教職員がどのように対応したか
- ③ 調査結果に基づき、迅速、的確かつ組織的に対応する。
- ・ 被害児童への支援→いじめから守り通す  
共感的理解、ＳＣ等による心のケア  
保護者との十分な連携  
緊急避難としての欠席  
→就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的運用（山口市教育委員会）
  - ・ 加害児童への指導、措置  
教育的配慮の下、保護者の十分な理解と協力を得る。  
必要に応じて個別学習や出席停止措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。

### 【いじめの防止等に向けた家庭(保護者)との連携】

いじめの問題の解決のためには、学校だけでなく家庭も極めて重要な役割を担う。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさの重要性、親子の会話の触れ合いの確保、ネット環境や情報モラルを踏まえた家庭ルール作りなど、家庭(保護者)への啓発を進めながら連携を強化する。

また、いじめの解消については、次の２つの要件とその他の事情を勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性などからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点(3 か月を目安)において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

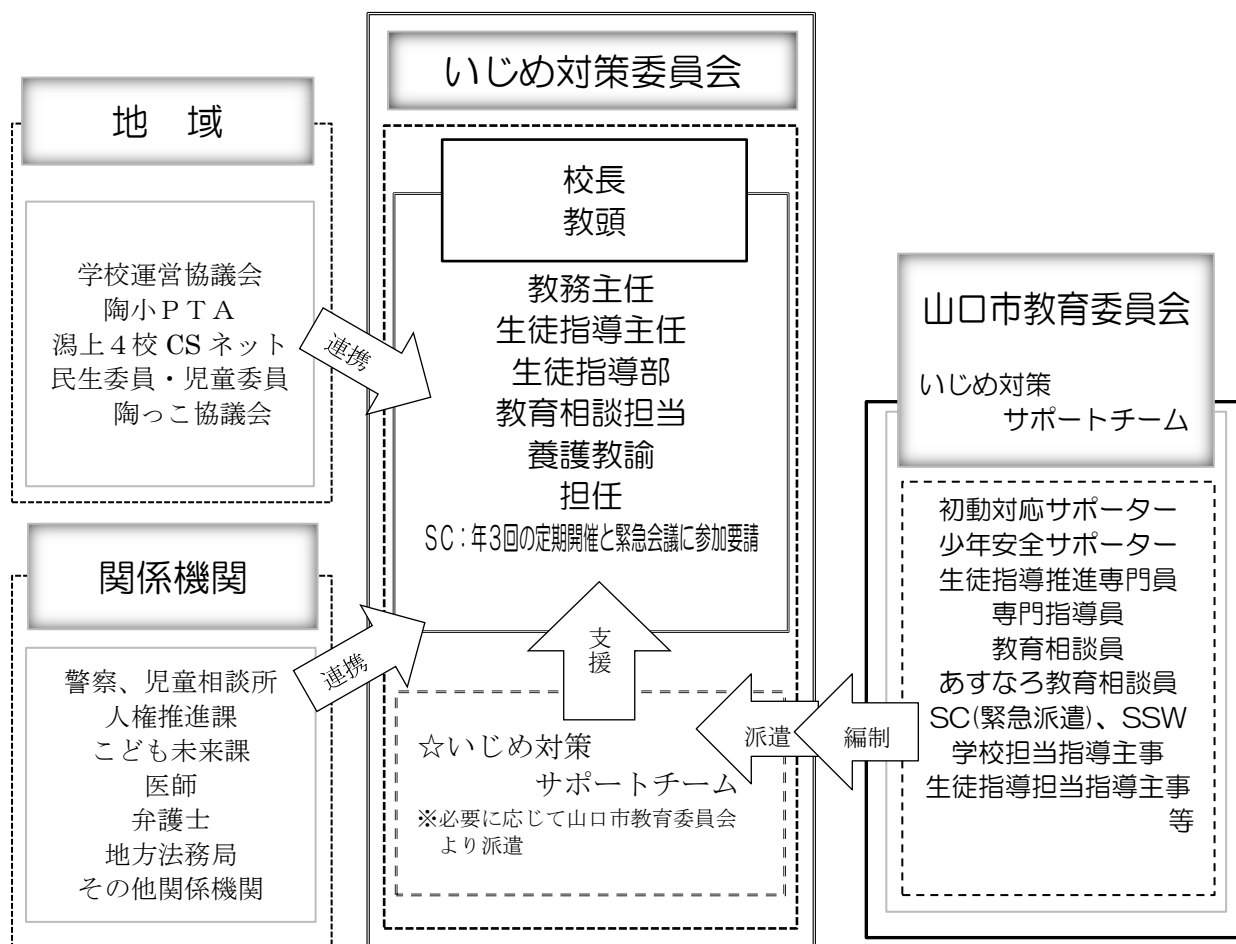
（平成 29 教安体第 698 号 山口県教育委員会学校安全管理班 より）

### 【年間計画】

月ごとの活動		年間を通じての活動
4月	学校基本方針の確認 家庭との連携 ※今年 は家庭訪問なし	○生活アンケートの実施 ・ 毎週木曜日
5月	第1回教育相談週間（中旬） 第1回要配慮児童連絡会（下旬） * S C 同席（予定） いじめ対策委員会 * S C 同席（予定）	○個人面談（教育相談）の実施  ○児童連絡会の実施 ・ 毎月末週木曜日
6月	いじめ根絶宣言（全校集会） T A P（5年生 チャレンジ学習）	・ 情報共有 ・ 対策や対応の共通理解

	三世代交流会(家庭や地域との連携)	○ハートポストの周知
7月	保護者懇談会(今年は家庭訪問) 第2回児童連絡会 いじめ対策委員会(SC同席予定)	○異年齢集団(縦割り班)活動の導入 ・清掃、集会、遊び、遠足、運動会等 (代表委員会等 児童主体で考える場の設定)
9月	第2回教育相談週間	○一人ひとりが生きる授業づくり ・安心、安全
10月	人権参観日・人権講演会 陶小いじめ防止基本方針の説明 前期コミュニティアンケート いじめ防止・根絶強調月間	・課題設定 ・ルール ・コミュニケーション ・達成感
12月	人権週間 保護者懇談会(家庭との連携)	
2月	後期コミュニティアンケート 保護者懇談会(保護者との連携)	
3月	第3回要配慮児童連絡会 いじめ対策委員会(SC同席予定)	

【組織図】 いじめ対策組織(いじめ対策委員会)



## いじめ発覚時の対応

※詳細は別紙『いじめへの早期対応』及び『重大事態への対応』を参照

- ①第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から事実確認  
↓
- ②山口市教育委員会に報告（連絡・相談＋記録・確認）  
↓ ★電話連絡 ★『いじめ速報カード』による報告
- ③いじめ対策委員会（緊急会議）  
↓ ↑
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）  
↓
- ⑤職員会議（必要に応じて）  
↓
- ⑥児童、保護者への対応  
↓
- ⑦山口市教育委員会に報告（連絡・相談＋記録・確認）  
★『いじめ続報カード』による報告

- ・平成26年3月31日制定
- ・平成26年7月改定
- ・平成27年4月改定
- ・平成30年4月改定
- ・平成30年10月改定
- ・平成31年4月改定
- ・令和2年4月改定
- ・令和3年4月改訂